

大規模災害時保健医療福祉活動タイムライン【対策別】(例)

◎災害の状況に応じて各活動の期間は異なります。

区分	活動項目	フェーズ0: 初動体制の確立 (概ね発災後24時間以内)			フェーズ1: 緊急対応期 (概ね発災後72時間以内)	フェーズ2: 応急対応期 (避難所対策が中心の期間)	フェーズ3: 応急対応期 (避難所から仮設住宅入居まで)
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
① 医療対策	医療救護活動に係る調整	災害医療コーディネーターとの連携					医療搬送 / 入院・転院/ 医療救護班の搬送に係る調整
	医療施設の業務継続に係る調整						医療施設のライフライン(電気・ガス・水道等)の復旧・確保に係る連絡調整
	医薬品・医療用資器材等の確保・供給に係る調整						医薬品・医療用資器材等の確保・供給に係る連絡調整
	救護所の運営・避難所での医療対応						救護所の運営支援 ・避難所等における要医療者への対応
	地域医療提供体制の復旧・再開に係る調整						医療提供体制の再開・復旧に向けたロードマップの作成
関係団体・支援チーム	・災害医療コーディネーター、災害派遣医療チーム(DMAT)、日赤コーディネーター、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、自衛隊、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、知事会救護班、国立病院機構救護班、全日本病院医療支援班(AMAT)、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、災害支援ナース、TMAT、AMDA、HuMA、国境なき医師団等						
② 避難所運営支援	避難所の開設	・避難所の被害状況の把握、避難者の受け入れ、食料や水の確保、仮設トイレの設置、必要物品の確認・要請 ・避難者のニーズ把握					・避難所解消に向けた準備
	避難所運営体制の確立	・運営体制づくり、避難所運営委員会の設置、会議開催(1日1回～)					
	避難者の健康管理	・健康管理、感染症の予防、要配慮者の把握と処遇調整					・こころのケア、健康相談窓口の設置
	避難所環境整備	・毛布の配布、簡易ベッドの設置、暑さ、寒さ対策、害虫対策					・入浴支援
	関係団体・支援チーム	NPO団体、ボランティア等					
③ 歯科保健医療対策	被災情報の収集・分析	・被災情報の収集・分析・共有、歯科医療機関の情報収集・提供					
	歯科物品の調達	・口腔衛生用品の確認、不足物品の支援要請			・口腔衛生用品の避難所、施設、在宅等への配布		
	歯科診療の実施	・避難所、施設、在宅等における歯科ニーズ把握(義歯紛失、外傷等による歯牙欠損等)、歯科保健医療専門職の応援派遣・巡回、必要な歯科診療の提供					・地域の歯科医療体制への引き継ぎ、移行
	口腔ケア支援活動	・避難所、施設、在宅等における歯科保健ニーズ把握、歯科保健医療専門職による口腔ケア支援活動、歯科相談 ・災害時の口腔衛生に関する普及啓発、ポスター掲示等					
	関係団体・支援チーム	・都道府県歯科医師会/歯科衛生士会/歯科技士会			・日本災害歯科支援チーム(JDAT)等		
④ 感染症対策	生活環境の整備、基本的な感染対策の周知	・安全な飲料水、衛生的なトイレの確保、手指消毒等基本的な感染対策の周知					
	情報収集・分析評価(施設・避難所等アセスメント)	・避難所情報収集、分析評価			・定期的な避難所環境チェック		
	サーベイランス	・臨時的感染症サーベイランスの実施(EBS、症候群サーベイランス)、感染症発生動向の周知啓発					
	避難所等における患者管理	・避難所等における感染者専用ゾーンの確保、健康観察					
	関係団体・支援チーム	・都道府県医師会、感染制御医(ICD)、感染管理認定看護師(ICN)、日本環境感染学会災害時感染制御チーム(DICT)等					
⑤ 食支援・栄養指導	栄養・食支援に係る情報収集・分析・評価	・市町村の管理栄養士等の状況、備蓄物資、支援物資の状況把握、避難者数/要配慮者数		・提供食の食事調査		・提供食のエネルギー、栄養価の算定	
	食料の調達(備蓄食・弁当・要配慮者用食品等)	・備蓄食品や支援物資からの栄養確保		・適正なエネルギー及び栄養量確保のための食糧確保・提供		・要配慮者の病態に合わせた食事の取り方の啓発	
	食料の提供・確保(炊き出しに係る調整)	・調理場所の確保、自衛隊やボランティア団体等への炊き出し依頼、献立作成依頼/献立提供、炊き出しルールの啓発 ・炊き出しボランティアの受付、提供食の栄養調査・評価 ・要配慮者に対応した食事提供					
	栄養・食支援に係る情報提供(栄養相談・健康教育・情報提供)	・食料入手に関する情報発信、提供食の衛生管理に関する啓発		・食料入手に関する情報提供(要配慮者向け)		・避難所等での提供食の不足栄養量を補足するための協力依頼(弁当業者、飲食店等)	
	給食施設支援	・厨房施設の被災状況の把握、給食提供状況の把握、他施設との連携状況の把握			・給食提供困難施設への支援調整(食料・調理従事者)		・要配慮者への食事支援の依頼、通院者への栄養指導依頼
関係団体・支援チーム	・行政栄養士チーム、自衛隊、食生活改善推進員、ボランティア団体(炊き出し)			・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、弁当業者等			
⑥ 生活不活発病対策	避難所環境の評価、整備	・被災情報収集		・避難者の生活状況の確認、避難所アセスメント、動きやすい居住環境のアドバイス、応急的環境整備、避難所支援物資の選定・設置			
	避難所等でのリハビリテーション支援活動	・生活不活発病の周知啓発、体操、レクリエーション等の実施					
	仮設住宅初期改修支援	・戸別訪問、初期改修等の支援					
	関係団体・支援チーム	・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)等			・地域リハビリテーション提供機関(病院、診療所、通所リハ、訪問リハ等)		

区分	活動項目	フェーズ0: 初動体制の確立(概ね発災後24時間以内)			区分 (概ね発災後72時間以内)	フェーズ2: 応急対応期 (避難所対策が中心の期間)	フェーズ3: 応急対応期 (避難所から仮設住宅入居まで)
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
⑦車中泊・DVT対策	車中泊者の把握、周知啓発	・車中泊者に対し、DVT予防啓発リーフレットの配布。避難所におけるポスター掲示 ・避難所等への移動の呼びかけ					
	避難所環境整備、DVT検診						・避難所等における、医師会等によるDVT健診の実施、医療機関への受診勧奨
	関係団体、支援チーム	・医師会、保健医療福祉活動チーム、消防、警察、ボランティア、自主防災組織等					
⑧在宅被災者支援	在宅被災者健康調査の企画立案						・健康調査の企画立案(対象者の範囲、実施時期や期間、調査実施者確保の検討)
	健康調査の実施						・健康調査の実施 ・調査結果のまとめ、対応策の検討
	関係団体、支援チーム	・保健医療福祉活動チーム、地域包括支援センター、民生児童委員、自主防災組織、NPO団体等					
⑨要配慮者支援	在宅被災者健康調査の企画立案	・安否確認/避難誘導/処遇調整					
	健康調査の実施	・医療ニーズ把握/医療継続支援			・健康相談の実施	・生活再建の支援調整	
	関係団体、支援チーム	・災害派遣福祉チーム(DWAT)、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、訪問看護、生活支援員、民生児童委員、自主防災組織、NPO団体等					
⑩こころのケア	情報収集、こころのケア対象者の把握	・避難所等における情報収集、スクリーニング、医療の提供					
	こころのケア周知啓発	・報道機関を活用した広報、避難所等での周知啓発					
	支援者支援	・交代制の勤務体制の確立、休日の確保			・研修会の開催、健康調査の実施		
関係団体、支援チーム	・精神保健福祉センター、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本赤十字社こころのケア班、臨床心理士会、NPO団体等						
	飲料水の確保・管理	・飲料水の確保 ・飲料水の衛生管理(飲料水の衛生指導/水質検査等)					
	トイレ対策 (トイレの確保)	・災害用備蓄トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ)の配置 ・要配慮者用トイレの確保・配置					
(トイレの衛生管理)	・トイレの不足数の把握・要請		・マンホールトイレの設置	・仮設トイレの確保・設置	・仮設トイレ等の不足数の把握・追加設置	・下水道復旧/避難所の集約・閉鎖を踏まえた仮設トイレ等の撤去	
(し尿の処理)	・トイレ用品・衛生資材・手洗い用水の確保・配置 トイレの衛生的な使用に係るルールの周知(掲示)/トイレの清掃体制の確保					・防虫・除虫対策の実施(必要に応じた消毒の検討・実施)	
ゴミ対策 ねずみ・衛生害虫対策	・使用済み携帯トイレ(以下「便袋」という。)の保管場所の確保			・仮設トイレ等のし尿回収体制の確保	・便袋の回収方法・手段の確保		
生活区域の環境対策	・ゴミ集積所の設置		・ゴミ集積所の運営管理(ゴミの分別等のゴミの廃棄に係るルールの周知/ゴミの保管状況の確認)			・ねずみ・衛生害虫等の発生場所周辺の清掃・侵入防止対策/ねずみ・衛生害虫等発生時の防除対策	
入浴の確保・管理等	・土足等の管理		・生活環境を整える備品の調達・配置		・清掃体制の確保(清掃方法・担当者等の決定・周知)		
簡易ベッド・寝具の確保・管理	・暑さ対策(屋内の温度管理/脱水症・熱中症予防のための対策)/寒さ対策(毛布・加温資機材等の調達・配付/屋内の温度管理/屋内の空気環境の管理・(必要に応じて)大型暖房器具等の騒音対策)						
生活衛生サービスの確保	・空気環境対策(定期的な換気の実施/加湿器等の管理/定期的な空気環境測定/化学物質過敏症についての周知啓発/(必要に応じて)化学物質の除去/(必要に応じて)悪臭対策等)						
関係団体、支援チーム	・公衆浴場等営業状況の把握・周知/(入浴ができない場合)清拭のための用品の調達・配付			・入浴設備(仮設風呂・シャワー)の設置/入浴ルールの設定・周知/入浴設備の清掃/浴槽水の衛生管理			
	・簡易ベッド(段ボールベッド等)・寝具等の確保		・寝具等の衛生的管理		・(必要に応じて)寝具のクリーニングの確保		
	・理容美容サービスの提供(「協定」に基づく生活衛生同業組合への支援要請)						
	・保健医療福祉活動チーム			・自衛隊	・ボランティア	・日本ハストコントロール協会	
⑪食品衛生対策	情報収集の収集・分析・評価	・避難所等の状況(開設状況/避難者数/衛生状況等)の把握/食品検査機関・食品製造施設等の被害状況の把握					・衛生面が悪化している避難所の把握/食品(弁当等)製造施設の衛生管理状況・食品の適正表示の確認等
	避難所等における衛生指導等	・避難所の衛生状況に応じた衛生指導の開始			・避難所への巡回指導の開始【保健所】	・食品衛生監視員・保健医療福祉活動チームと連携した巡回指導/食中毒発生時の対応	・共同施設等の衛生管理指導/出前講座等の実施
	食品表示に係る対応						・炊き出しボランティアへの衛生指導/食品(弁当等)製造施設等への巡回指導等
	広報・渉外業務	・被災者/避難所運営管理者等への食中毒防止に関する周知啓発の準備・実施(啓発パンの配布/ウェブサイト等を活用)					・仮設住宅入居者向けの食中毒防止の啓発
	給食施設の衛生管理に係る対応	・給食施設の被災状況/給食提供状況/他施設との連携状況の把握					・給食施設の再開に向けての衛生管理に係る助言指導
関係団体、支援チーム	・保健医療福祉活動チーム			・日本食品衛生協会/都道府県食品衛生協会(食品衛生監視員)			

区分	活動項目	フェーズ0: 初動体制の確立(概ね発災後24時間以内)			フェーズ1: 緊急対応期 (概ね発災後72時間以内)	フェーズ2: 応急対応期 (避難所対策が中心の期間)	フェーズ3: 応急対応期 (避難所から仮設住宅入居まで)		
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間					
③被災動物対策	体制の構築 (情報収集・分析評価・対策の企画立案)	・初動体制の立ち上げ			・動物救護本部(仮称)「以下「本部」という。」の設置運営・対策会議の開催(統合指揮調整) (→情報収集・分析評価・対策の企画立案・情報発信の一元化)				
	情報収集	・動物収容施設の被災状況 / 特定飼養施設の被災状況・特定動物等に関する情報の把握			・避難所等におけるペット同行避難状況調査		・応急仮設住宅におけるペット同行入居状況調査		
	応援要請・物資調達・義援金事務				・関係部局 / 国(環境省) / 他自治体 / 獣医師会等への応援要請 / 動物愛護推進員への協力要請 / ボランティアの募集・ボランティアの配置調整・管理				
					・災害協定締結関係団体等への物資支援要請 / 救援物資の募集 / 救援物資供給体制の整備				
					・義援金事務(義援金受付窓口設置 / 義援金振込先口座の開設 / 義援金募集の告知 / 義援金の収支管理報告・使途の公表など)				
	広報・渉外業務	・ペットに関する相談窓口の設置			・避難所でのペットの適正飼養に関する周知 / 飼い主によるペットの迷子情報の掲示に係る支援 / 保護動物に関する情報発信等				
	避難所等におけるペット対策	・ペットの避難・救護に係る市町村等への助言・支援 / 避難所等におけるペット同行避難体制への支援			・ペットの一時預かり体制の構築	・新たな飼い主への譲渡体制の構築	・応急仮設住宅へのペット同行入居者受入れに係る市町村への助言		
		・避難所等における飼い主への支援(負傷ペットの救護(獣医療の提供) / 定期巡回・相談会等の実施 / 飼い主による自動グループ立ち上げ支援等			・応急仮設住宅におけるペットの適正飼養に係る支援				
	放浪動物への対応	・放浪動物の保護・収容 / 負傷動物への獣医療の提供			・飼い主への返還に向けた対応	・(必要に応じて)動物救護施設の設置運営			
	特定動物の逸走に係る対応	・動物の逸走に係る対応			・新たな飼い主探し / 新たな飼い主への譲渡				
関係団体、支援チーム				・獣医師会・動物病院・災害協定締結関係団体等 / 動物愛護推進員 / 動物愛護団体 / ボランティア					
④御遺体の取扱いに係る対応 (※各対応の期間はイメージ)	市町村等の対応	指揮調整業務		・管内死者数・火葬場の被災状況等の把握 / 都道府県等との連携体制の構築		・広域火葬の必要性の判断 ⇒ 都道府県への応援要請	・[火葬場設置者]都道府県への火葬実績報告(日報の報告)	・広域火葬終了に係る都道府県への連絡	
		遺体収容所における対応		・遺体収容所の設置・運営(遺体収容所の業務体制の構築) / 検視・検案体制の構築(都道府県・警察・協力医等との連携)		・御遺体の保存・葬送・火葬に必要な物資の調達 / 御遺体の搬送手段(搬送用車両)の確保(必要に応じて都道府県への要請)		・遺体収容所業務要員の確保(必要に応じて都道府県への要請)	
				・遺体収容所の開設に係る周知 / 死亡者・身元不明御遺体に関する情報提供 / 相談窓口の設置(火葬相談窓口の設置を含む。)				・[火葬場設置者]火葬要員の確保(必要に応じて都道府県への要請)	
				・遺体収容所への御遺体の搬送・搬送調整		・火葬場への御遺体の搬送・搬送調整			
				・検視【警察】・検案【医師】の実施					
	都道府県等の対応(広域火葬体制を中心)	火葬許可事務		・(必要に応じて)御遺体の洗浄・縫合・消毒 / 御遺体の一時保管・安置(腐敗防止対策)		・(必要に応じて)御遺体の洗浄・縫合・消毒 / 御遺体の一時保管・安置(腐敗防止対策)		・身元確認(警察・(必要に応じて)地元歯科医師会等との連携) / 遺族等身元引受人への御遺体・遺留品の引渡し	
				・火葬許可事務等(死亡届の受理・火葬許可証等の発行等)		(※埋火葬許可事務の迅速な実施が困難な場合、実態に応じた特定の取扱い)			
				・火葬の実施(火葬場設置者との調整)		・引取者がいない遺骨・遺留品の一時保管			
		体制の構築		・市町村・火葬場設置者・協定締結関係団体・近隣都道府県等との情報連携体制の構築		・広域火葬専属組織の設置 / 非被災地火葬場設置者・近隣都道府県等との協力体制の構築			
		情報収集・分析評価・対策の企画立案		・市町村の死者数・遺体収容所の設置状況/火葬場の被災状況・稼働能力等の把握		・広域火葬に係る情報の集約・一元管理 / 市町村・関係団体等への提供 / 国への報告		・広域火葬に係る日報報告のとりまとめ / 国への報告	
広域火葬体制に係る調整				・広域火葬の必要性の判断・決定 ⇒ 市町村・関係団体等への周知 / 国への報告(以下「周知・報告」)		・広域火葬終了の判断・決定 ⇒ 周知・報告			
都道府県等の対応(広域火葬体制を中心)				・都道府県内の非被災市町村・火葬場設置者・(必要に応じて)近隣都道府県への広域火葬の応援依頼(→国への報告)					
				・国に対して、近隣都道府県以外の都道府県への応援要請を依頼 (上記の応援のみでは広域火葬の対応が困難な場合)					
物資調達・業務要員等の確保に係る調整		・(市町村の要請を踏まえた)遺体収容所等における必要資材・搬送手段・遺体収容所業務要員等の確保に係る調整		・(火葬場設置者の要請を踏まえた)火葬に必要な燃料・資機材・火葬要員の確保に係る調整					
火葬に係る特例的取扱いに係る対応		(市町村における火葬許可事務の迅速な実施が困難な場合)		・市町村等から火葬に係る特例的取扱いに係る協議があった場合、直ちに国への照会等の実施(⇒結果を市町村等に連絡)					
周知・広報				・市町村・火葬場設置者・住民等への広域火葬実施の周知・広報 / 都道府県内の広域的死亡者に関する情報の住民への提供					
関係団体、支援チーム		・警察 / 協定締結関係団体 / 警察協力医 / 監察医 / 医療支援チーム / 地域医師会		・警察協力歯科医 / 地域歯科医師会					

災害廃棄物対策タイムライン(例)

※「災害廃棄物対策指針(改訂版)平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室」を改定

区分	初動期 発災後数日間				応急対応(前半) ～3週間程度				応急対応(後半) ～3ヵ月程度				復旧・復興 ～3年程度			
	生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿処理	避難所ごみ等生活ごみ														
一般廃棄物処理施設等の被害状況の把握				稼働可能炉等の運転・緊急処理の受入 / 補修体制の整備・必要資機材の確保				補修・再稼働の実施								
避難所ごみ等生活ごみの収集状況の把握・保管場所の確保				収集運搬・処理体制の確保 / 処理施設の状況に合わせた分別区分の決定												
				感染性廃棄物への対策 / 収集運搬・中間処理・最終処分の実施												
仮設トイレ等し尿処理																
仮設トイレ等(簡易トイレを含む。)の確保 / トイレに係る資材の確保 / 仮設トイレ等の必要数の把握 / し尿の収集運搬体制の確保(し尿収集運搬計画の策定等)																
仮設トイレ等の設置・管理 / し尿の収集運搬処理の実施				仮設トイレ等の使用方法・維持管理方法等についての指導・周知啓発								下水道復旧・避難所閉鎖に伴う撤去				
し尿処理施設・下水道処理施設の被災状況の把握 / し尿処理運搬業者の被災状況の把握																
				し尿処理受入れ施設の確保・緊急処理受入				被災施設の補修体制の整備・必要資機材の確保								
災害廃棄物処理		組織体制等														
	組織体制の整備(専属組織の設置を含む。)															
	被害状況等の情報の把握				災害廃棄物発生量の推計の開始 / 災害廃棄物処理の進捗管理・課題抽出・評価の開始											
					災害廃棄物処理実行計画の策定 → 処理方針の策定 → 処理フローの作成 → 処理スケジュールの検討											
					処理主体の決定・事務委託											
	解体・撤去															
	通行障害等に係る優先撤去(自衛隊・警察・消防等との連携)				倒壊の危険性が高い建物の優先撤去				解体を要する建物の解体の実施							
	有害廃棄物・危険物対策															
	有害廃棄物等への配慮				有害廃棄物の所在・発生量の把握 / 処理先の確定 / 撤去作業の安全確保 / PCB、TCE(テトラクロロエチレン)、フロン等の優先回収											
	収集運搬															
				災害廃棄物の収集運搬体制の確保 / 災害廃棄物の収集運搬の実施(住民・ボランティアへの情報提供、ボランティアとの連携等を含む。)								広域処理に係る体制の確立				
仮置場																
仮置場の確保(候補地の選定 / 受入に係る合意等)				仮置場の設置・運営管理(火災防止対策 / 飛散・漏水防止対策を含む。)								仮置場の集約				
				仮置場の環境モニタリングの実施(特に、石綿モニタリングは初動時に実施することが重要) / 悪臭・害虫防止対策								土壌調査				
分別・処理・再資源化																
				被災自動車、船舶等の移動(道路上等は早期に実施) / 腐敗性廃棄物の優先的処理(1か月以内)								廃自動車、漁網等の処理先の確保				
				仮設処理施設(選別・粉碎・焼却施設)の必要性の検討				仮設処理施設の設置・管理運営 / 廃棄物の選別・破碎・焼却・再資源化の実施				仮設処理施設の解体・撤去				
				広域処理の必要性の検討				広域処理の実施								
広報等																
解体・撤去等、各種相談窓口の設置				相談情報の管理												
住民への広報・啓発の準備・実施																